

ビルの高層化で

「表示・公表制」を実施 危険な建築物の一掃図る

この火災の後、消防庁では、ホテル・旅館火災を中心とした火災対策の検討を行ったのであるが、細かい点で述べたような問題点があるものの、直ちに法令の改正が必要であるような事項はなかつた。上記の問題点を多岐にわたるが、その中でも、建築物を消防法令及び建築基準法の規定に適合させることが、現時点で判断されるべきである。

これは、昭和五十五年十一月に発生した川崎アパルトメントの火災における検討の積り同様であり、この火災後、昭和五十六年五月に制定した表示・公表制度や、法律・通令・措置命令を有効に活用するとして、防火法を改正して建築物を一掃するつもりである。

当面は旅館やホテルを対象

この「表示・公表制度」は「表示制度」と「公表制度」とから成っている。表示制度は、特定の防火対象物が二十四箇目から成る一定の防火上の基準のすべてに適合している場合は、消防機関がこれをマークを発行し、建築物の所有者が、利用者に消防機関の保有する防火関係の情報を公開する一種の情報公開の制度である。同時に、これにより建築物の所有者が自ら防火対策を促すことをめざしている。

この制度は、二階以上、収容人員が三十人以上の建築物に特定多数の者が利用するものを対象として、当面、全館で実施し、ホテルから実施して行くのである。

また、公表制度は、消防法令違反の建築物が、消防機関の所管にわたる場合は、防火対策を促す目的で、その名称等を

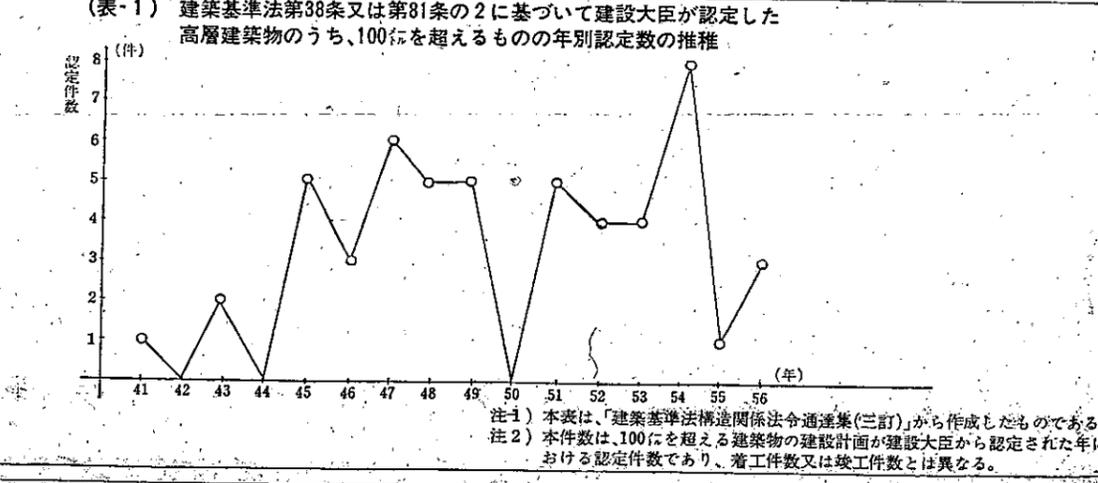
煙感知器の設置

高性能な機器を 歩月日進 技術の進歩

このため、消防庁では、非火災警報の発生を抑制する調査研究を進め、非火災警報が少ない警報器の性能向上に関する研究は、適切

検知センサーの開発を

このためには、初期火災の発見に役立つ非火災警報の発生率を抑制する調査研究を進め、非火災警報が少ない警報器の性能向上に関する研究は、適切



当面はシステム設備で 将来はロボットビルも

この「表示・公表制度」は「表示制度」と「公表制度」とから成っている。表示制度は、特定の防火対象物が二十四箇目から成る一定の防火上の基準のすべてに適合している場合は、消防機関がこれをマークを発行し、建築物の所有者が、利用者に消防機関の保有する防火関係の情報を公開する一種の情報公開の制度である。同時に、これにより建築物の所有者が自ら防火対策を促すことをめざしている。

この制度は、二階以上、収容人員が三十人以上の建築物に特定多数の者が利用するものを対象として、当面、全館で実施し、ホテルから実施して行くのである。

また、公表制度は、消防法令違反の建築物が、消防機関の所管にわたる場合は、防火対策を促す目的で、その名称等を

この「表示・公表制度」は「表示制度」と「公表制度」とから成っている。表示制度は、特定の防火対象物が二十四箇目から成る一定の防火上の基準のすべてに適合している場合は、消防機関がこれをマークを発行し、建築物の所有者が、利用者に消防機関の保有する防火関係の情報を公開する一種の情報公開の制度である。同時に、これにより建築物の所有者が自ら防火対策を促すことをめざしている。

この制度は、二階以上、収容人員が三十人以上の建築物に特定多数の者が利用するものを対象として、当面、全館で実施し、ホテルから実施して行くのである。

また、公表制度は、消防法令違反の建築物が、消防機関の所管にわたる場合は、防火対策を促す目的で、その名称等を

この「表示・公表制度」は「表示制度」と「公表制度」とから成っている。表示制度は、特定の防火対象物が二十四箇目から成る一定の防火上の基準のすべてに適合している場合は、消防機関がこれをマークを発行し、建築物の所有者が、利用者に消防機関の保有する防火関係の情報を公開する一種の情報公開の制度である。同時に、これにより建築物の所有者が自ら防火対策を促すことをめざしている。

この制度は、二階以上、収容人員が三十人以上の建築物に特定多数の者が利用するものを対象として、当面、全館で実施し、ホテルから実施して行くのである。

また、公表制度は、消防法令違反の建築物が、消防機関の所管にわたる場合は、防火対策を促す目的で、その名称等を

オペレーター の技能保証

消防庁では、現在のこのような状況を踏まえて、何をどの程度までシステム化するのかが、また、ディスプレイや操作盤の統一化の方向は如何であるか、などの点を検討している。

「防火設備機器の点検者が、消防機関の技能保証を受ける必要がある」という考え方も一面の真理であり、その適用の点もあつた。火災後の対応がシステムで自動化されたロボットビルのようなものが出現するまでは、まだ相当の時間を要するであろう。また、このシステムを扱えるオペレーターについても、相当の技能保証を受ける必要がある。防火設備機器の点検者が、消防機関の技能保証を受ける必要がある」という考え方も一面の真理であり、その適用の点もあつた。火災後の対応がシステムで自動化されたロボットビルのようなものが出現するまでは、まだ相当の時間を要するであろう。また、このシステムを扱えるオペレーターについても、相当の技能保証を受ける必要がある。

多数の死者を出した ホテル・ニュージャパンの火災

この火災の後、消防庁では、ホテル・旅館火災を中心とした火災対策の検討を行ったのであるが、細かい点で述べたような問題点があるものの、直ちに法令の改正が必要であるような事項はなかつた。上記の問題点を多岐にわたるが、その中でも、建築物を消防法令及び建築基準法の規定に適合させることが、現時点で判断されるべきである。

これは、昭和五十五年十一月に発生した川崎アパルトメントの火災における検討の積り同様であり、この火災後、昭和五十六年五月に制定した表示・公表制度や、法律・通令・措置命令を有効に活用するとして、防火法を改正して建築物を一掃するつもりである。

